水田でのナガエツルノゲイトウ 秋季防除と駆除後の処分方法

生産者向け資料

水稲収穫後の秋季防除

ナガエツルノゲイトウとは？

- 水田、水路、畦畔などに生育する特定外来生物です。
- 夏から秋に白い球状の花を咲かせ、節から葉が一対ずつ生えます。
- 茎や根の小さな断片からも再生し、定着すると駆除が困難になります。

水田内や畦畔を確認し、早期発見・早期防除に取り組みましょう。

草姿（形態）



刈払い NG

刈り払い機等で切断すると、断片から再生し、ほ場や水路へ広がってしまいます



降霜前に除草剤を散布



霜が降りて地上部が枯れると、除草剤の効果が十分に得られません。

降霜前にラウンドアップマックスロードを茎葉全体にしっかりかかるよう散布します。

詳しくはこちら

『千葉県病害虫雑草防除指針』
千葉県　農林水産部　環境農業推進課

除草剤を使う前に



稲わらが被さった状態で除草剤を散布すると、薬剤が直接かからず除草効果が低下します。
上に被さった稲わら等を取り除き、薬剤を直接かけましょう。

散布後、完全に枯死したことを確認してから秋耕起を行いましょう。
農薬は必ずラベルを確認してください。

回収した植物体の処分方法

農業を営むに当たって行う防除については、
以下のいずれかの拡散防止措置を講じていれば
ナガエツルノゲイトウの除去・運搬が可能です。

1 枯らさずそのまま処理施設へ運ぶ場合※



① 茎や根の**断片を残さない**ように回収しましょう

② 袋に密閉する、トラックの荷台を完全にブルーシートで被う等、**断片等がこぼれ落ちないよう対策**をとった上で、ごみ焼却施設等へ持ち込みましょう

※ナガエツルノゲイトウは、原則生きたまま（完全に乾燥していない、もしくは完全に腐敗していない状態）での移動が禁止されていますが、農業・水産業を営むに当たって行うナガエツルノゲイトウ防除に伴う処分施設への運搬については、作業内容の公表等手続きは必要なく、運搬が可能（外来生物法施行規則第2条第14号　植物に関する小規模防除の特例）

運ぶ前に確認！

事前に、お住まいの市町村の廃棄物処理担当部署へ、受入れの可否や搬入方法を確認してください

2 その場で枯らす場合



① **袋に密閉し、厚手のブルーシートなどの上で枯らし、植物体の根付きや断片の拡散を防ぎます。**

②**完全に枯れた後**、自治体のごみ処理方法に従って処分してください。

見分ける

見分け方・駆除方法についてはこちら
『ナガエツルノゲイトウにご注意ください』
千葉県　環境生活部　自然保護課

対策を知る

対策・補助事業についてはこちら
『水路から田んぼまでナガエツルノゲイトウ駆除ガイド』
千葉県　農林水産部　環境農業推進課／耕地課／農地・農村振興課／担い手支援課

知らせる

見つけた場所をお知らせください！
『みんなでつくろう！ちば外来水生植物マップ2026』
いきものコレクションアプリ「Biome（バイオーム）」
千葉県　環境生活部　自然保護課　生物多様性センター
実施期間　令和8年6月1日～11月30日（予定）

判定機能つき！

アプリの詳細　ダウンロード

問い合わせ先：お近くの農業事務所　　発行：千葉県　令和8年10月作成

参考：千葉県「ナガエツルノゲイトウの秋季防除について」、農林水産省・環境省等「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」、環境省「特定外来生物防除実施要領」